

特別決議

ギャンブル依存被害、多重債務被害を拡げるカジノは 日本のどこにもいらない

私たちは、長らく多重債務被害や自死被害に追い込まれた仲間たちや家族の苦悩と向き合ってきた。そして、その苦しみを軽減させ、被害を撲滅するために社会や行政に働きかけ続けてきた。

我が国はすでに世界有数のギャンブル大国である。そして、多重債務被害や自死被害は、ギャンブル産業による略奪的加害の結果であることは厳然たる事実である。

にもかかわらず、国や一部の自治体は、予算措置をはじめ実体の伴わない「ギャンブル依存症対策」をしている素振りをしつつ、あらたな被害を生み出すギャンブル施設＝I Rカジノを我が国に誘致することに固執し続けてきた。そして、本年4月には、大阪府と長崎県が相次いで国にI Rカジノの認定を申請した。

I Rカジノ誘致は、景気浮揚策であることが最大の理由とされているが、真実はその浮揚の何倍もの損失や被害が住民の暮らしに降りかかってくる。

こうしたカジノによる被害を何ら伝えることなく認定の申請をした両府県にあっては、住民の声を直接聞けとの住民投票条例制定運動や、住民監査請求などが巻き起こっている。

そして、これらの運動が大きな梃子となって、先には、横浜で、また和歌山で、カジノ計画は頓挫するに至っている。

いまこそ、私たちは、関係各機関に声を大にして呼びかける。「日本のどこにもギャンブル依存被害を生み出すカジノ賭博場は要らない」と。

私たちは次に掲げる事項を関係各機関に要求するものである。

- 1、国は、大阪府、長崎県によるI Rカジノ賭博場の認定申請を認めないこと。
- 1、大阪府、長崎県はギャンブル依存被害を増大させるI Rカジノ賭博場の誘致計画を撤回すること。また各地方自治体は、I Rカジノ賭博場の誘致計画をやめること。
- 1、ギャンブル依存被害の根絶に向け、既存ギャンブルビジネスに対し、予算措置の裏付けのある抜本的かつ本格的な規制措置を講ずること。
- 1、大阪府下で取り組まれている住民投票条例制定直接請求や、長崎県の住民らによる監査請求など、住民の直接民主主義を取り入れた当たり前の行政運営を各自治体で行うこと。

右決議する。

2022年6月11日

全国クレサラ生活再建問題被害者連絡協議会

第40回定期総会